

ロシア連邦政府

決定

2025年2月26日付第226号

モスクワ

外国エージェントの特別口座詳細についての公認銀行からロシア連邦法務省への通知手順の決定

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について」第9条第18項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. ロシア連邦政府が連邦法「外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について」第9条第18項にもとづいて定めた公認銀行は、同連邦法第9条第14項に定める特別ルーブル口座（以下、特別口座）開設日から3営業日以内に、ロシア連邦法務省に、高度適格電子署名がなされた電子文書の形で、外国エージェント特別口座の以下に示す詳細情報を送付する：

a) 法人に関して：

正式名称；

外国エージェントである納税者の識別番号；

登録国家における登録番号（その他の識別記号）またはそれと同等の記号（存在する場合）（外国法人について）；

特別口座の番号；

公認銀行の名称と所在地；

公認銀行の銀行識別コード；

公認銀行（その支店）のコレレス口座（副口座）の番号；

特別口座開設日；

銀行口座契約締結日（当該契約が存在する場合）；

b) 自然人について：

姓、名、父称（存在する場合）；

生年月日；

外国エージェントである納税者の識別番号；

特別口座の番号；

公認銀行の名称と所在地；

公認銀行の銀行識別コード；

公認銀行（その支店）のコレレス口座（副口座）の番号；

特別口座開設日；

銀行口座契約締結日（当該契約が存在する場合）；

c) 法人格を持たない外国組織について：

正式名称；

外国国家国家における登録番号（その他の識別記号）またはそれと同等の記号（存在する場合）；

特別口座の番号；

公認銀行の名称と所在地；

公認銀行の銀行識別コード；

公認銀行（その支店）のコレレス口座（副口座）の番号；

特別口座開設日；

銀行口座契約締結日（当該契約が存在する場合）。

2. 本決定は2025年3月1日より発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン